

資料一覧

- 【資料1－1】 官庁営繕部における木造化・内装等の木質化の実績
- 【資料1－2】 公共建築木造工事標準仕様書 令和7年改定概要
- 【資料2－1】 官庁施設の木造化のためのディテールに関する検討について
- 【資料2－2】 「建築物等の利用に関する説明書作成例(木造編)」の取りまとめについて
- 【資料2－3】 国土交通大学校 専門課程「公共建築物木材利用推進研修」

- 【参考資料1】 公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会 設置規約
- 【参考資料2】 令和6年度建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ【概要】 ※出典は[こちら](#)
- 【参考資料3】 公共建築木造工事標準仕様書 令和7年版 ※出典は[こちら](#)
- 【参考資料4－1】 木造計画・設計基準 令和7年改定版 ※出典は[こちら](#)
- 【参考資料4－2】 木造計画・設計基準の資料 令和7年改定版 ※出典は[こちら](#)
- 【参考資料5－1】 建築物等の利用に関する説明書作成の手引き(本編) ※出典は[こちら](#)
- 【参考資料5－2】 木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項(本編) ※出典は[こちら](#)
- 【参考資料5－3】 木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項(資料編) ※出典は[こちら](#)

官庁営繕部における令和 5 年度の木造化・内装等の木質化の実績 ※注 1

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
新営棟数	29	45	23
延べ面積 (m ²)	23,282	92,955	28,447
うち、基本方針において積極的に木造化を促進するとされている公共建築物(棟) ※注 2	14	22	13
延べ面積 (m ²)	2,018	2,539	2,001
うち、木造化された公共建築物(棟)	14	22	13
(木造化率)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
延べ面積 (m ²)	2,018	2,539	2,001
内装等が木質化された公共建築物(棟)	20	28	15
うち、新築等 (棟) ※注 3	10	17	7
うち、模様替え (棟)	10	11	8
木材使用量 (m ³) ※注 4	1,307	1,000	504
うち国産材の使用量 (m ³)	1,161	635	363
(国産材率)	(88.9%)	(63.5%)	(72.0%)

注 1：官庁営繕費部所管予算のほか、各省庁からの支出委任予算による工事を含む。

注 2：国が整備する公共建築物（新築等）から、コストや技術の面で木造化が困難であるもののほか、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されると例示されている施設を除いたもの。

（例示）・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設

- ・刑務所等の収容施設
- ・治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設
- ・危険物を貯蔵又は使用する施設等
- ・博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設

ただし、令和 3 年度末までに設計に着手しているもの又は基本計画等を公表しているものにあつては、以下を除いた低層の建築物。

○建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物。

○当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されると例示されている公共建築物

（例示）・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設

- ・刑務所等の収容施設
- ・治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設
- ・危険物を貯蔵又は使用する施設等
- ・伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物。
- ・博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設

注 3：木造化された公共建築物の棟数は除いたもので集計。

注 4：当該年度に完成した公共建築物において、木造化及び木質化による木材使用量。

また、木造化を図った公共建築物の内、使用量が不明なものは、0.22 m³/m²で換算した換算値。

なお、内装等に木材を使用した公共建築物で、使用量が不明なものについての木材使用量は未計上。

○ 令和5年度に完成した事例



森林技術・支援センター(北海道士別市)
庁舎(木造化)



森林技術・支援センター(北海道士別市)
庁舎(内装等の木質化)



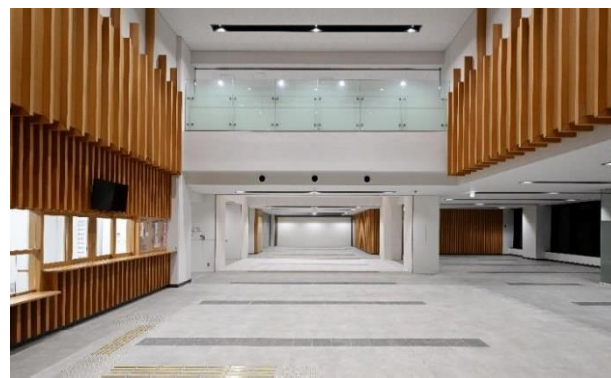
湊沼水鳥・湿地センター(茨城県銚田市)
観察施設(木造化)



湊沼水鳥・湿地センター(茨城県銚田市)
観察施設(内装等の木質化)



浜松自動車検査登録事務所(静岡県浜松市)
庁舎(木造化)



北海道警察学校(北海道札幌市)
本館(内装等の木質化)

公共建築木造工事標準仕様書について

- 公共工事標準請負契約約款に準拠した契約書により発注される公共建築木造工事において使用する材料、工法等について標準的な仕様を取りまとめたものであり、当該工事の設計図書に適用する旨を記載することで請負契約における契約図書の一つとして適用されるもの。
- 本仕様書の適用により、木造建築物の品質及び性能の確保、設計図書作成の効率化並びに施工の合理化を図ることを目的としている。
- 各府省庁が官庁営繕事業を実施するための「統一基準」として位置づけられている。

適用範囲等

- 一般的な事務庁舎の木造建築物(建築基準法施行令第1条第三号に規定する構造耐力上主要な部分(基礎及び基礎杭を除く。))の全部又は一部に木材を用いる建築物をいう。)の新築及び増築に係る公共建築工事への適用を想定。

適用に当たっての留意事項

- 発注者及び設計者は、対象とする木造建築物の用途や規模等に応じて、適切な材料、工法等を選定し、設計図書に仕様を特記する必要がある。
- 木造標準仕様書に記載している材料、工法等以外のものを採用する場合には、選定した材料、工法等を設計図書に特記する。

【 構 成 】

- 1章 各章共通事項
- 2章 仮設工事
- 3章 土・地業・基礎工事
- 4章 木造工事
- 5章 軸組構法(壁構造系)工事
- 6章 軸組構法(軸構造系)工事
- 7章 枠組壁工法工事
- 8章 丸太組構法工事
- 9章 CLTパネル工法工事
- 10章 木工事
- ※ 以下(略)

主な構法・工法

○「都市(まち)の木造化推進法」の改正※¹を受けて新たに決定された基本方針において、国が整備する公共建築物は中層以上の建築物等も含め、原則木造化を図ることとされた※²

○木造化を図る公共建築物の範囲の拡大を受け、「公共建築木造工事標準仕様書」を改定し、混構造を含めた多様な木造化にも対応するなど内容を拡充

※¹「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年制定)が令和3年に改正され、法律名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。通称:都市(まち)の木造化推進法)となった。

※²「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(令和3年10月1日木材利用促進本部決定)において、これまで「積極的に木造化を推進する公共建築物」に含まれていなかった耐火建築物とすること等が求められる建築物や中層以上の建築物も含め、国が整備する公共建築物は原則として全て木造化を図るものとされた。

改定の主なポイント

○各構・工法(5～9章)による木造建築物に加え、混構造(基礎及び基礎杭を除く構造耐力上主要な部分の一部に木材を利用する場合)を含めた多様な木造化に配慮。

- 混構造を含めた木造工事の材料に関する規定を4章に共通化・追加し、各構・工法(5～9章)において多様な材料を選択できるようにすると共に、これらの各構・工法によらない部材単位での木造化にも対応。
- 混構造への対応として、木造と非木造の接合部等における記載を4章に新設。

○公共工事標準仕様書(建築工事編)の改定を踏まえた改定。

- 働き方改革、生産性の向上への配慮として記載を拡充。
- 地盤改良に関する記載を追記。

令和 6 年度官庁施設の木造化のためのディテールに関する調査検討業務の概要

令和7年3月

目的：官庁施設の効率的な木造化と適切な整備水準の確保に向け、体系的にディテールを整理した資料（『木造ディテール参考図（仮称）』）を作成（2ヵ年事業）。本業務は、その作成に資するディテールの情報を収集し、整理・検証を実施

■既存の木造建築物ディテールの収集

・収集対象の要件（優先度の高いもの）

建設時期：2014年以降（10年以内）

建設場所：比較的温暖な地域

建物用途：事務所、庁舎、倉庫、車庫等

構法・防耐火種別

：純木造・軸組構法＋その他建築物
（被覆型耐火、混構造も含む）

・収集した件数

官庁宮繕整備施設 4 5 件

公共施設 3 9 件

民間施設 9 件

■収集したディテール及び情報の整理

・収集したディテールの分類・整理

構法・防耐火種別、部位、仕様・性能により分類

分類情報と詳細図を示したディテールシートを作成

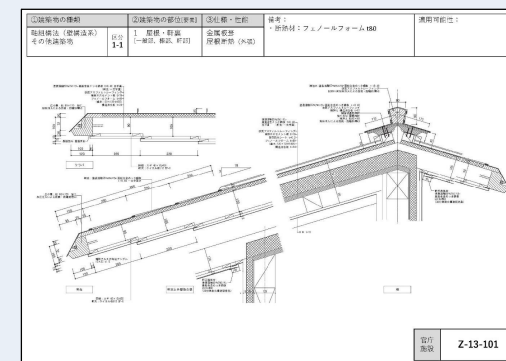
・ディテールの構法・仕様、発現頻度等の検証

建築物の構法・各部位の詳細仕様、発現頻度等を検証

・優先的に整備するディテールの検討・整理

発現頻度の高い構法・仕様、木造建築物で留意が必要な遮音・防耐火仕様、防水・止水措置が必要な外部部位等

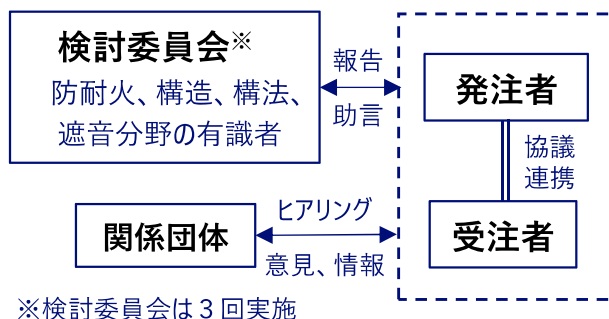
▼ディテールシートの作成例



▼優先的に整備するディテールの概要

構法	防耐火構造	部位	仕様等
軸組構法	その他建築物	屋根	金属板葺＋断熱構造（屋根/天井）＋防耐火構造（一般～防火・準耐火）
		外壁	サイディング（窯業/金属）・木板＋断熱構造（充填/外張）＋防耐火構造（一般～防火・耐火）
		外部建具	アルミ製＋（取合う壁）断熱構造（充填/外張）・防耐火構造（一般～防火・耐火）
		床・天井	1階：コンクリート下地/下地組、中間階：木造組（一般/遮音仕様）＋防耐火構造（一般・耐火）
		間仕切壁	木造下地壁（一般/遮音仕様）＋防耐火構造（一般・耐火）

〈実施体制〉



■官庁施設整備への適用可能性の検証

・検証指標の設定

- ①材料・構法の一般性
- ②品質・性能の適切性
- ③その他の事項
（意匠・施工性等）

ディテールの確認

・検証の実施（部位・要素ごとの留意事項の抽出）

部位	留意事項（項目の例）
屋根	瓦の留付け構法、屋根勾配、屋根通気、片流れ屋根、天窓
外壁	外壁通気、土台の保護、断熱層の連続、バルコニー、独立柱
外部建具	枠納まり、軸組への留付け、掃出し窓下部の雨水処理、上部の庇
床・天井	遮音仕様床・天井（重量床、天井の躯体分離等）
間仕切壁	遮音仕様壁

次年度以降の検討概要（案）

1. 検討の目的（継続）

標準的な官庁施設の木造化に適用可能なディテール（詳細図、仕様、実施設計にかかる特記事項等。意匠設計、構造設計及び設備設計にかかるもの。）に関する資料（図面、仕様、留意事項等）を収集し、標準的な官庁施設整備への適用可能性を評価した上で、体系的にディテールを整理した『木造ディテール参考図（仮称）』を作成することにより、官庁施設の木造化の効率化と適切な整備水準の確保を図ることを目的とする。

2. 具体的な検討内容、検討体制（継続）

(1) 業務委託による調査、検討、分析等

業務委託により調査等を進める。

＜令和6年度業務＞

- ① 既存の標準的な詳細図等収集
- ② 収集詳細図等整理
- ③ 不足情報ヒアリング
- ④ 官庁施設適用可能性の検証

＜令和7年度業務（予定）＞

- ⑤ 詳細図等の作成と体系化
- ⑥ 適用時の留意事項の整理
- ⑦ 木造ディテール参考図（仮称）作成

(2) 官庁施設の木造化のためのディテールに関する検討会（継続）

上記(1)の調査等を実施するにあたり、効率的な検討及び取りまとめを行うために、実務者により構成される検討会を設置し、検討内容等についての助言等をいただく。

(3) 関係する有識者、団体等への意見照会等（継続）

上記(2)の他、「公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会」の委員、国総研・建研の研究者との連携、関係業界団体等との意見交換等を必要に応じて実施する。

3. 今後の予定（各年度の成果等）

- ・ 令和6年度においては、次年度検討の基礎資料とするため、官庁施設適用可能性の検証を経たディテール集を整理し、ディテール作図に向けた方針を検討した。
- ・ 令和7年度においては、基礎資料を元に、官庁施設の設計において活用可能となる各建築部位のディテールを作図し、適用時の留意事項とともに取りまとめる予定。
- ・ 令和8年度においては、地方整備局等における図面審査時等の参考に資する資料として、「木造ディテール参考図（仮称）」として共有化のうえ、HPにおいても公表する予定。なお、以降も、地方整備局等における整備実績等もふまえて、適宜内容のブラッシュアップを図る予定。

令和6年度～令和7年度 官庁施設の木造化のためのディテールに関する検討 スケジュール（予定）

令和6年度		R 6										R 7		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月
検討会	官庁施設の木造化のためのディテールに関する検討会	委嘱手続き →					(懇談会) ●	第1回 ● 調査方針の確定		第2回 ● 調査結果一次報告 適用可能性の検証方針の確定			第3回 ● 調査結果の報告・確認 取りまとめ方針の確定	
発注業務	令和6年度業務内容	(1) 既存の標準的な詳細図等収集 (2) 収集詳細図等整理 (3) 不足情報ヒアリング (4) 標準的な官庁施設適用可能性の検証 (報告書作成)								→				→工期末
令和7年度		R 7										R 8		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月
検討会	官庁施設の木造化のためのディテールに関する検討会	委嘱手続き -----→ (懇談会) ●					(第1回) ● 作図・留意事項 作成方針の確定		(第2回) ● 作成状況一次報告				(第3回) ● 参考図作成報告 公表等方針検討	
発注業務	令和7年度予定業務	(5) 詳細図等の作成と体系化 (6) 適用時留意事項整理 (7) 木造ディテール参考図（仮称）作成 (報告書作成)				-----→	-----→						-----→	→工期末
令和8年度		木造ディテール参考図（仮称） 公表												

付託事項

「建築物等の利用に関する説明書作成例（木造編）」の取りまとめについて

1. 背景

国や地方公共団体などにおいては、令和 3 年 10 月 1 日の「都市（まち）の木造化推進法」施行により、公共建築物における木材利用のより一層の促進に取り組んでおり、木造建築物等の整備も着実に進めています。

官庁営繕部では建築物等の完成時において、保全担当者及び施設入居者に建築物等を利用する際の基本的な使用方法、注意点などの必要な事項を示す「建築物等の利用に関する説明書」を作成することとしており、木造建築物等の整備が進むなか、昨今の完成施設における利用状況に関する知見を踏まえ、施設の長寿命化に資する、分かりやすい説明書が必要です。

2. 付託事項の提案

木材利用に係る技術開発の進展と国や地方公共団体により多様な木造建築物等が整備されていることを踏まえ、全国営繕主管課長会議構成員から得られる有益な情報を活用し、「建築物等の利用に関する説明書作成例（木造編）」（以下、「作成例」という。）を取りまとめることについて提案します。

3. スケジュール（案）

令和 7 年

4 月 （幹事会 作成例の取りまとめについて提案）

6 月 （総会 作成例の取りまとめについて承認）

8 月～ 国交省にて作成例に係る業務着手

10 月 （幹事会 中間報告）

12 月～ 作成例（案）とりまとめ（適宜構成員に照会）

令和 8 年

4 月 （幹事会 作成例について説明）

6 月 （総会 作成例について報告）

【担当部局】

国土交通省大臣官房官庁営繕部 整備課木材利用推進室
計画課保全指導室

令和 7 年度 専門課程 公共建築物木材利用推進研修【集合】

実施計画

令和 7 年 5 月 22 日

計画管理部建築科

1 研修目的

公共建築物における木材の利用を推進するために必要となる総合的な専門知識を修得させることを目的とする。

以下の点を重点項目とする。

- ① 公共建築物の木材利用に関する最新の動向の把握
- ② 公共建築物の木材利用にあたり必要となる関連法令や基準等に関する専門的な知識の修得
- ③ 木造公共建築物の企画・計画にあたって必要となる専門的かつ総合的な知識の修得

2 対象者

国土交通省、他府省、都道府県、政令指定都市、特別区、市、町村又は独立行政法人等の職員で、国・地方公共団体の庁舎等公共建築物の施設整備等に係わる業務を担当し、次のいずれかに該当する者

- ① 地方整備局等本局・事務所の係長又はこれらと同等の職にあると認められる者
- ② ①と同程度の職にある者

3 研修期間

令和 7 年 9 月 29 日（月）～10 月 3 日（金） 5 日間

4 研修定員数 35 人

		国土交通省	他府省	地方公共団体	独立行政法人等	計
令和 7 年度	計画	16	5	11	3	35
令和 6 年度	計画	16	5	8	1	30
	実績	20	3	12	5	40
令和 5 年度	計画	16	5	8	1	30
	実績	13	5	5	4	27

5 カリキュラム

（1）講義内容

別紙のとおり

① 課題研究

木造建築物の計画・企画段階、事業調達段階、保全段階等で留意すべき検討内容等について、研修員、外部講師と国の担当者による討議を行う。

② 実地見学

木材を利用した建築物の事例について実地見学を行う。

(2) 外部講師の選定状況等

前年度から継続して依頼する講師については、過去に実施した講義において不適切な発言や不適切な表現が含まれた資料の使用はなかった。

新規に依頼する講師については、普段から不適切な表現・発言を行っているとは確認出来なかった。

6 研修形式、研修内容の工夫、PR ポイント

(1) 研修形式

研修期間を通じた研修員同士の意見交換の場の充実、全体討議の活性化、実地見学の実施のため、集合形式で実施する。

(2) 研修内容の工夫

研修冒頭に行う官庁営繕部木材利用推進室の担当官による講義において、公共建築物における木材利用の推進に関する現状や関連施策等を説明しつつ、研修の全体像を提示する。

また、以下の工夫により、研修の効果を高めていく。

- ・ 国の施策の最新動向や関係法令・基準、森林資源の状況、木材の特性、防耐火設計・構造設計・耐久性向上のポイント、木材調達や施工の手法、設計事例など、専門的かつ実務的な講義を幅広く実施。
- ・ 国の職員のほか、木材や木造建築物に関する分野の第一線で活躍する学識者や実務者による講義を実施。
- ・ 研修員が業務で抱える課題等に対し、学識者、本省室長が講師となり、それぞれの立場から助言等を行う全体討議を実施。
- ・ 木材を利用した複数の建築事例について実地見学を実施。

(3) 研修員へのPR ポイント、研修員の声

○ PR ポイント

本研修では、国の施策の最新動向のほか、木材の特性や木造建築物の企画・計画・施工等に関する専門的かつ実務的な講義・討議や、建築事例の実地見学を通じて、公共建築物における木材利用の推進に必要な総合的な専門知識を修得できます。

○ 研修員の声

- ・ 制度、木材の特性、発注方法、耐久性、実地見学等まで木材利用推進に関する事項があらゆる観点から網羅されていた。(国職員)
- ・ 自分とは異なる組織の方々と悩みを共有することで、新たな気づきを得ることができた。(国職員)
- ・ 木材利用に関する知識があまりない状態で研修に参加したが、現役活躍中の講師の先生の説明がわかりやすく理解に苦しむことはなかった。(国職員)
- ・ 第一線で活躍されている方々の話や、他行政庁等の方々の意見を聞くことができて大変満足した。(県職員)
- ・ 木造や木質化についての業務経験はなかったが、今回の研修をきっかけに今後は積極的に検討を進めたいと思った。(独立行政法人等職員)

7 本省担当官

大臣官房 官庁営繕部 整備課 木材利用推進室 下野 恵理子 課長補佐

8 テキスト代(予定)

19,000円(その他、移動交通費(予定)3,000円)

令和7年度 専門課程 公共建築物木材利用推進研修 カリキュラム表

教 科 目		講 師 (敬称略)	時間数	概 要
基本科目	公共建築物における木材利用の推進について	国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 整備課 木材利用推進室 課長補佐 下野 恵理子	1.0	木材利用促進法に関する内容、国土交通省の取組、昨今の公共木造建築物整備の動向等について、総論的な講義
	木材及び木質系材料の特性	東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授 青木 謙治	2.0	木材の基本的な知識や、公共建築物で木材を使用する場合の留意事項について
	木造における構造設計上のポイントや留意事項	東京大学 生産技術研究所 教授 腰原 幹雄	2.0	木造における構造設計上のポイントや留意事項について
	建築基準法と防火設計	桜設計集団一級建築士事務所 代表 早稲田大学 理工学研究所 招聘研究員 安井 昇	2.0	建築基準法等関係法令の要点と木造建築物に求められる防火・耐火性能を満たす設計手法について
	木造建築物の耐久性向上のポイント	関東学院大学 名誉教授 中島 正夫	2.0	建築計画、細部設計、維持保全の観点での木造建築物の耐久性向上のポイントについて、事例による留意事項等について
	小 計		9.0	
専門科目	木造公共建築物の材工分離発注	鶴岡市教育委員会 管理課施設係 専門員 後藤 章子	1.5	鶴岡市における木造公共建築物の発注方法と事例紹介
	計画・設計段階からの木材調達方法	特定非営利活動法人 木の家だいすきの会 代表理事 鈴木 進	1.5	計画・設計の段階毎の木材調達調整方法の手順や調達体制について、事例による留意事項等について
	木造建築物の施工管理	(一社)日本CLT協会 企画・設計支援室 委員 MS木造建築研究所 代表 塩崎 征男	1.5	軸組工法、CLTパネル工法等の施工管理について、事例による留意事項等について
	木造設計事例	(株)手塚建築研究所 代表取締役 東京都市大学 教授 手塚 貴晴	1.5	木材を生かした設計事例の紹介による、設計又は施工する上での留意事項等について
	木造建築物に関する最近の動向	東京都市大学 名誉教授 大橋 好光	1.5	CLT・LVL等の取組を始め、規制緩和や技術開発に伴う昨今の状況について
	森林資源の循環利用	林野庁 林政部 木材利用課 建築物木材利用促進グループ 木造公共建築物促進班 課長補佐 長谷川 学	1.5	森林の多面的機能、我が国の森林資源・林業・木材産業の状況、木材利用の意義等について
	小 計		9.0	
課題研究	木造建築物の企画・計画等	東京都市大学 名誉教授 大橋 好光 国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 整備課 木材利用推進室 室長 田阪 昭彦 課長補佐 下野 恵理子 木造企画係長 片岡 美佳	1.5	木造建築物の計画・企画段階、事業調達段階、保全段階等で留意すべき検討内容等について、研修生、外部講師と国の担当者による討議形式で行う講義
	自己紹介・業務紹介		1.5	木材利用に関する業務上の課題・悩み等の共有や討議を班毎に実施
	小 計		3.0	
	実地見学	・FLATS WOODS 木場 ・木材会館	4.5	木材を活用した建築物の事例について現地調査
小 計		4.5		
その他	入校式・修了式等		1.5	
	小 計		1.5	
合 計			27.0	

令和7年度 専門課程 公共建築物木材利用推進研修【集合】 時間割(案)

使用教室 ●●教室

(敬称略)

月 ／ 日	曜 日	8:30 昼食 12:50 17:15														
9 ／ 29	月						13:30～ 入校式 オリエンテーション ガイダンス	14:45～15:40 【公共建築物における 木材利用の推進 について】 国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 整備課 木材利用推進室 課長補佐 下野 恵理子	15:50～17:15 【自己紹介・業務紹介】 (班別討議)							
9 ／ 30	火	8:30～10:15 【木材及び木質系材料の特性】 東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授 青木 謙治			10:25～11:50 【木造設計事例】 (株)手塚建築研究所 代表取締役 東京都市大学 教授 手塚 貴晴				自習	13:15～15:10 【木造における構造設計上の ポイントや留意事項】 東京大学 生産技術研究所 教授 腰原 幹雄			15:20～16:45 【森林資源の循環利用】 林野庁 林政部 木材利用課 建築物木材利用促進グループ 木造公共建築物促進班 課長補佐 長谷川 学			自習
10 ／ 1	水	自習	8:50～10:15 【木造公共建築物の 材工分離発注】 鶴岡市教育委員会 管理課施設係 専門員 後藤 章子			10:25～11:50 【木造建築物の施工管理】 (一社)日本CLT協会 企画・設計支援室 委員 MS木造建築研究所 代表 塩崎 征男				自習	13:15～15:10 【木造建築物の 耐久性向上のポイント】 関東学院大学 名誉教授 中島 正夫			15:20～17:15 【建築基準法と防耐火設計】 桜設計集団一級建築士事務所 代表 早稲田大学 理工学研究所 招聘研究員 安井 昇		
10 ／ 2	木	自習	9:25～10:50 【計画・設計段階からの 木材調達方法】 特定非営利活動法人 木の家だいすきの会 代表理事 鈴木 進			～11:15 全体討議 事前提出票 提出			【実地見学】							
10 ／ 3	金	自習	8:50～10:15 【木造建築物に関する 最近の動向】 東京都市大学 名誉教授 大橋 好光			10:25～11:50 【木造建築物の企画・計画等】 (全体討議) 東京都市大学 名誉教授 大橋 好光 国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 整備課 木材利用推進室 室長 田阪 昭彦 課長補佐 下野 恵理子 木造企画係長 片岡 美佳				自習	13:00～ 修了式					



令和7年 月 日

国土交通大学校

公共建築物木材利用推進研修の研修員を募集します！【集合研修】

～公共建築物における木材利用に必要な知識について集中的に学びます！～

本研修では、公共建築物の施設整備等に携わる国・地方公共団体等の職員を対象に、公共建築物における木材利用の推進に必要な総合的な専門知識の修得を図ります。

具体的には、国の施策の最新動向、関係法令・基準、木材の特性、木造建築物の企画・計画・施工等に必要な専門知識や具体的な建築事例等について、国の職員のほか、第一線で活躍する学識者や実務者の講師から学びます。また、研修員と講師による討議や、木材を利用した建築物の現地見学を行います。

■研修内容

1 座学

- ① 公共建築物における木材利用の推進、木材及び木質系材料の特性、木造における構造設計上のポイントや留意事項、建築基準法と防耐火設計、木造建築物の耐久性向上のポイント
- ② 木造公共建築物の材工分離発注、計画・設計段階からの木材調達方法、木造建築物の施工管理、木造設計事例、木造建築物に関する最近の動向、森林資源の循環利用

2 課題研究（全体討議）

公共建築物への木材利用に関する業務上の課題等について、講師と研修員で討議を行います。

3 現地見学

木材を利用した建築物の事例について現地見学を行います。

■対象者（定員35名）

国土交通省、他府省、都道府県、政令指定都市、特別区、市、町村又は独立行政法人等の職員で、国・地方公共団体の庁舎等公共建築物の施設整備等に係わる業務を担当し、次のいずれかに該当する者

- ① 地方整備局等本局・事務所の係長又はこれらと同等の職にあると認められる者
- ② ①と同程度の職にある者

■研修期間・場所・経費

期間：令和7年9月29日(月)～10月3日(金) 5日間

場所：国土交通大学校 小平本校

(〒187-8520 東京都小平市喜平町 2-2-1)

経費：食費 1,850 円/日 寮費 1,490 円/日

テキスト代(予定) 19,000 円

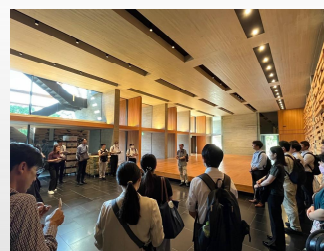
移動交通費(予定) 3,000 円程度(いずれも税込)

■募集期間 **令和7年8月7日(木)まで**

■研修風景



課題研究の全体討議



木材活用事例の現地見学

募集状況については、国土交通大学校ホームページにも掲載しております。(<https://www.col.mlit.go.jp/>)

■令和6年度研修参加者の声（概要）

- 制度、木材の特性、発注方法、耐久性、現地見学等まで木材利用推進に関する事項が網羅されていた。(国職員)
- 知識があまりない状態で参加したが、講師の先生の説明がわかりやすく理解に苦しむことはなかった。(国職員)
- 第一線で活躍されている方々の話や、他行政庁等の方々の意見を聞くことができて大変満足した。(県職員)

問い合わせ先：

国土交通大学校 計画管理部

建築科 北川・浅海

直通 042-321-7074

FAX 042-321-7081

col-keikakukanri3@gxb.mlit.go.jp



国土交通省

国土交通大学校

College of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会 設置規約

(趣旨)

- 第1条 公共建築物における木材の利用の促進について、学識経験者からの意見等を踏まえた効果的な政策の立案及び実施をするために、官庁営繕部に公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(委員)

- 第2条 懇談会の委員は、別紙の掲げる者とする。
2 懇談会の委員は、必要に応じて追加を行うことができる。

(座長)

- 第3条 懇談会には座長を置く。
2 懇談会の座長は、懇談会に属する委員の互選により選任する。

(懇談会の議事)

- 第4条 懇談会の議事は原則として非公開とする。
2 懇談会の議事概要については、懇談会終了後速やかに作成の上、内容について委員に確認を得た後、国土交通省ホームページにおいて公開する。
3 懇談会の会議資料については、会議後、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。
4 前2項の規定にかかわらず、懇談会において特に必要があると認めた場合は、議事概要及び会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(参考人の出席)

- 第5条 懇談会は、座長が必要と認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。

(守秘義務)

- 第6条 懇談会委員及び参考人は、懇談会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

- 第7条 懇談会の事務局は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

附則

- 1 この規約は、平成25年3月18日から施行する。
- 2 この規約は、令和6年7月8日から施行する。
- 3 この規約は、令和7年4月8日から施行する。

公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会 委員

内海 彩 株式会社 内海彩・長谷川龍友建築設計事務所 代表取締役
NPO 法人 Team Timberize 理事

大橋 好光 木を活かす建築推進協議会 代表理事

大村 和香子 京都大学 生存圏研究所 教授

河合 直人 工学院大学 元教授

腰原 幹雄 東京大学 生産技術研究所 教授

信太 洋行 東京都市大学 准教授

恒次 祐子 東京大学大学院 教授

林 立也 千葉大学大学院 准教授

松山 賢 東京理科大学 教授